

**平成23年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書**

甲賀市教育委員会

平成24年 3月

教育委員会の教育行政に関する事務の管理・執行の状況の 点検・評価並びに議会への報告と市民への公表について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

点検及び評価を行うにあたっては、「教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図る」こととされ、点検及び評価の具体的な方法は、各教育委員会にゆだねられています。

甲賀市教育委員会は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、平成22年度及び平成23年度に実施予定の施策や事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施し、「平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」として報告書にまとめたものです。

1. 甲賀市教育行政評価制度の目的

地教行法第27条に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価を実施し、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと目的とします。

点検及び評価にあたっては、客観性及び公平性を確保するために、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用します。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

「甲賀市教育行政評価委員会設置規則」に基づき、教育委員会から下記とおり委員の委嘱が行われました。

人数： 4人

任期： 平成23年3月1日から平成24年3月31日まで

甲賀市教育行政評価委員会委員名簿 (敬称略)

職名	氏名	分野
委員長	西村 泰雄	社会教育経験者
副委員長	川瀬 典子	学校教育経験者
委員	竹崎 文雄	行政経験者
委員	堀池 修造	学校教育経験者

3. 甲賀市教育行政評価委員会の開催経過

教育委員会が行った施策や事業に対して、甲賀市教育行政評価委員会から担当部局へヒアリングが行われました。ヒアリングにおける説明や質疑を踏まえ、

委員ごとに指摘事項を検討し、甲賀市教育行政評価委員会としての意見をまとめた「甲賀市教育行政評価外部報告書」を作成しました。平成22・23年度の甲賀市教育行政評価委員会の開催経過は、下記のとおりです。

甲賀市教育行政評価委員会の経過

日 時	内 容
平成23年 3月29日(火) 14時00分から16時15分まで	平成22年度第1回甲賀市教育行政評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育行政評価委員委嘱状の交付 ・ 委員長及び副委員長の選出 ・ 教育行政評価制度の概要説明
平成23年 5月19日(木) 13時30分から15時50分まで	平成23年度第1回甲賀市教育行政評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間スケジュールの確認 ・ 平成23年度甲賀市教育行政評価にかかる評価手法の検討
平成23年 9月 2日(金) 13時30分から17時30分まで	平成23年度第2回甲賀市教育行政評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲賀市教育行政評価2次評価にかかるヒアリングの実施
平成23年10月20日(木) 13時30分から17時30分まで	平成23年度第3回甲賀市教育行政評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲賀市教育行政評価2次評価の確定 ・ 甲賀市教育行政評価外部報告書(案)の検討
平成23年12月13日(火) 13時30分から16時15分まで	平成23年度第4回甲賀市教育行政評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲賀市教育行政評価外部報告書の確定及び提出方法の検討

4. 点検及び評価の対象となる事業

本年度の点検及び評価の対象となる施策や事業は、平成22年度及び平成23年度に実施予定の施策や事業とし、学校での学習指導・生徒指導に関することや、社会教育に関することなど、地教行法第23条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事業を対象とします。

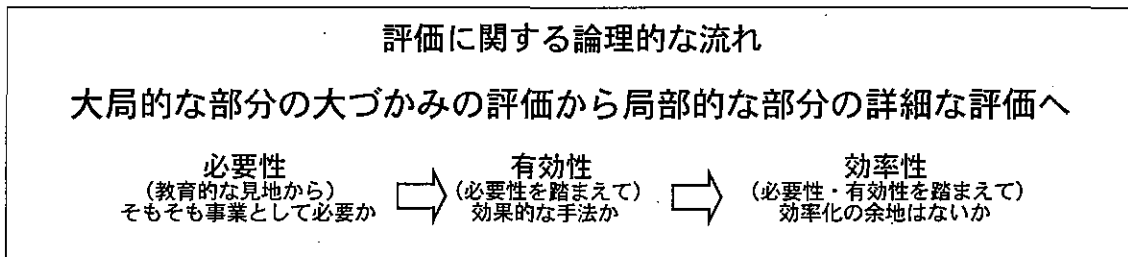
地教行法第23条に規定される教育委員会の権限に属する事務について、甲賀市教育委員会では388事業(平成22年度予算事業ベース)を執行しました。今回の点検及び評価対象は、これらのなかから次の施策や事業としました。

甲賀市教育振興基本計画の重点教育施策に該当するもの

平成22年度に甲賀市教育委員会が実施した施策や事業、継続事業（評価する年度で終了・廃止になる事業や単年度の事業などは、評価の対象としない。）及び平成23年度に実施する継続・新規事業のうち、地教行法第23条に定める教育委員会の権限に属する事務で、平成21年度に策定した「甲賀市教育振興基本計画」の「今後5年間に取り組む教育施策」及び「甲賀市教育行政基本方針」に該当する主要な施策や事業。

5. 点検及び評価の基準について

今年度の評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」、「事業の評価」及び「今後の事業の方向性」とし、評価については、事業の効率性ではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行い、また、分析的評価から今後の方向性へ、流れがわかりやすくなるようにしました。



6. 教育委員会事業の評価基準について

点検・評価シートの評価者欄の評価基準について、施策や事業の目的に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」などを総合的に判断し、次に示す5区分から達成度を評価しました。

担当者評価、1次評価、2次評価及び最終評価の評価基準

	評価	評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与えるなど優れた取り組みを行った。 ○ 活動及び事業の目的達成に向けて予想以上の成果をあげた。 ○ 課題や問題点がほとんどなかった。
A	順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的で優れた取り組みを行った。 ○ 活動及び事業の目的達成に向けて大きな成果をあげた。 ○ 課題や問題点は多少残った。
B	概ね順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な取り組みを行った。 ○ 活動及び事業の目的達成に向けて一定の成果をあげた。 ○ 大きな課題や問題点はない。
C	達成見込みであるが一部課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行った。 ○ 活動及び事業の目的達成に向けて多少の成果をあげた。 ○ 課題や問題点がある。
D	達成に向け困難な課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行わなかった。 ○ 活動及び事業の目的達成に向けて成果があがらなかった。 ○ 大きな課題や問題点が残った。

7. 点検及び評価の実施方法について

平成23年度の甲賀市教育行政評価は、点検及び評価の対象となった施策や事業の所管課が作成する点検・評価シート、その他資料及び担当課へのヒアリングを参考に、教育委員会としての事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら、次年度以降の施策や事業の方向性を決める事業規模及び手法の改善の項目について検討しました。

それらをもとに、施策や事業の所管課の担当者評価、教育委員会が実施した1次評価、甲賀市教育行政評価委員会が実施した事業所管課へのヒアリング結果に基づき、合議制での2次評価を実施しました。2次評価結果、点検及び評価の対象となった施策や事業に対する意見は、教育行政評価委員会から「平成23年度甲賀市教育行政評価外部報告書」として報告されました。

これらの評価結果を参考に、教育委員会で最終評価を決定しました。

8. 点検及び評価結果について

点検及び評価の対象となった事業や施策に対する担当者評価、1次評価、2次評価及び最終評価結果は、下表のとおりとなります。

概ね良好な評価であったものの、一部の施策や事業を進めるにあたっては、改善や課題が残るとされました。

甲賀市教育行政評価対象事業名及び評価結果

所管課	評価施策・事業名	担当者 評価	1次 評価	2次 評価	最終 評価
教育総務課	① 教育委員会会議の運営	A	A	A	A
	② 教育委員会事業の点検・評価	A	B	A	A
学校教育課	③ 中学生チャレンジウィーク事業	B	B	A	A
	④ 教育相談事業	A	A	A	A
こども未来課	⑤ 私立保育園委託事業（休日保育事業）	A	A	C	B
	⑥ 保育園エアコン実施事業	A	A	A	A
社会教育課	⑦ 自然体験活動の推進	A	A	B	B
	⑧ 社会教育指導員設置事業	A	B	C	C
文化スポーツ 振興課	⑨ 美術展運営委託事業	A	A	A	A
	⑩ 学校体育施設開放事業	B	B	B	B
歴史文化財課	⑪ 紫香楽宮跡関連遺跡保存計画策定事業	A	A	A	A
	⑫ 指定文化財保存修理事業	A	A	A	A

また、点検及び評価の対象となった教育委員会施策や事業について、2次評価結果とともに、甲賀市教育行政評価委員からだされた意見は次のとおりです。

① 教育委員会会議の運営

- ・ 甲賀市らしい発想で、教育委員会会議の傍聴、会議録の公開以外にも独自性のある施策を行うこと。
- ・ 「開かれた教育委員会」に関係し、市民に教育委員会の役割・組織を理解していただけるよう取り組むこと。
- ・ 定例で型にはまった委員会のみでなく、幅広く教育行政の振興に有益な事業運営を推し進めること。
- ・ 「甲賀市らしさ」を取り入れ、市長部局と教育委員会部局の連携をしっかりと図ること。

② 教育委員会事業の点検及び評価

- ・ 一律に各課の2つの事業を点検及び評価するのではなく、甲賀市教育行政評価委員会が評価事業を選定できるようにすること。
- ・ 第三者の目線で評価を行うことは重要だが、ヒアリングの時間などにもう少し余裕をもたせること。
- ・ 課題が多い事業を点検及び評価の対象とすべきであり、評価事業の選択基準を明確化すること。
- ・ 教育行政の点検及び評価を行い、各課へフィードバックし、以降の施策や事業の実施に反映させること。

③ 中学生チャレンジウィーク事業

- ・ 市費負担が大きくなっても続ける価値のある事業であり、事業の選定もマンネリ化させないための工夫を行うこと。
- ・ 中学生チャレンジウィークは進路指導教育の一環であり、中学校生活のどのタイミングで実施するかに留意されたい。また、地域に「地域社会で子どもを育てる」という理解を得ること。
- ・ 中学生に職業選択を考えさせる重要な事業であり、市費負担となっても続けるべき事業である。また、事業者に過度の負担がかかることのないよう、実施時期にも注意すること。
- ・ 現代の児童生徒は社会をみる機会が少なく、職場体験を通して社会

人とふれあうことは重要であり、継続して事業を実施すること。

④ 教育相談事業

- ・ 退職した教職員をボランティアとして組織化し、軽微な相談対応を依頼することも検討すること。
- ・ 相談件数の増加が、相談内容の多様化につながっている。教育相談員の件数を減らすため、相談レベルに応じて、研修を受けた学校の教職員の対応を検討すること。
- ・ 毎年相談件数が増加しており、家庭や学校が難しい問題に直面している。学校・地域が一体となって支援に取り組むこと。
- ・ 教育相談件数の増加だけでなく、相談内容も多様化しており、甲賀市だけでなく全国的な問題となっており、教育相談員への負担が増大しないよう配慮すること。

⑤ 私立保育園委託事業（休日保育事業）

- ・ 3年程度の期限を定め事業を実施し、有効性、効率性及び採算性を検討する必要がある。継続するならば、市内保護者ニーズを把握し、全市を対象とした取り組みを行うこと。
- ・ 保育ニーズがありながら、利用者が少ない原因を把握し、事業展開してほしい。また、他市の実態も調査し、事業を拡充すること。
- ・ 保育対象となるエリアや、保護者の負担の大きさも利用が進まない一因となっていると思われるので、費用対効果を十分に検討し、進めること。
- ・ 保護者のニーズに応じた休日保育内容を設定し、利用者拡大の方法を探ること。

⑥ 保育園エアコン実施事業

- ・ 保育園にエアコンを設置することは、次世代の子どもの育成に不可欠であるが、全ての園に設置することが必ずしも安全・安心につながらない点に留意すること。
- ・ 地域によっては扇風機で対応することができる地域もあると思われるので、必要のない園にまでエアコンを一律に設置することがないよ

う柔軟に対応すること。

- ・ 近年の気象環境を考え、安心・安全の視点から早期にエアコンを設置すること。
- ・ 熱中症対策としての効果は大きいと思われるが、子どもをたくましく育てるためにも、エアコンのない部屋を残すことも検討すること。

⑦ 自然体験活動の推進

- ・ 「事業の成功」と「安全の確保」が事業実施の両輪であり、どちらかに著しく偏ることなく、事業を進めること。
- ・ 参加者の地域に偏りがないようにし、青年リーダーが地域で力を発揮できるように取り組みを進めること。
- ・ 自然体験活動は、青少年の健全育成及びリーダー育成に有効な事業であり、継続して実施すること。
- ・ 教育的価値の高い活動であり、安全管理の範となるよう継続して実施すること。

⑧ 社会教育指導員設置事業

- ・ 各地域の市民センターは、地域に密着していることが大切であり、将来的には地域市民センターと自治振興会が協働で生涯学習活動に取り組むこと。
- ・ 社会教育指導員1名の体制で効率が上がっているのか疑問であり、人員を増やすか、社会教育主事有資格者を活用すること。
- ・ 各町に社会教育主事がいた頃と違い、人員配置なども非常に厳しい状況におかれている。また、現在の社会教育指導員1名が生涯学習指導にあたる体制は不十分で、適正な人員配置を行うこと。
- ・ 派遣社会教育主事の制度がなくなり、それに変わる社会教育指導員が甲賀市では1名しかおらず、人員の拡充を行うこと。

⑨ 美術展運営委託事業

- ・ 甲賀市美術展は、芸術家の養成という面をもっており、今後も甲賀市の芸術振興のために継続して行うべきである。また、幅広い年齢層の出展を募ること。

- ・ 甲賀市民だけでなく、甲賀市に在勤・近隣市に在住されている方も出展されている。応募数は年々増えているが、「美術展」という趣旨から一定レベル以上の作品を展示するなどの施策を実施すること。
- ・ 年々出展作品・レベルが高くなっており、他市の方からも高い評価をいただいている。実行委員会が美術展を運営しているが、参加対象を増やすことを検討すること。
- ・ この事業は、甲賀市が合併後に成果が発揮された事業であると思う。今後もより多くの市民が参加できるよう、若年層への参加も呼びかけること。

⑩ 学校体育施設（信楽中学校室内温水プール）開放事業

- ・ 3年から5年の期間を定め、見直しを行い、利用者の増加案を検討し施設の中身を入れ替えることも検討すること。
- ・ 体育施設としては施設維持費を考えると厳しいが、学校施設としては良い環境で授業を受けることができ、地域性から必要か検討すること。
- ・ 利用者が信楽町エリアに限定されてしまうので、費用対効果を考え、改善策を検討すること。
- ・ 現在は民間事業者に運営を委託されているが、行政側からも、利用の増加策を提案すること。

⑪ 紫香楽宮跡関連遺跡保存計画策定事業

- ・ 最終的な目標は資料館の建設となっている。目標に向かって長期的な計画を定め、取り組むこと。
- ・ 宮町遺跡の保存は国全体の課題であり、今後は、これらの史跡を観光や町づくりに活用すること。
- ・ 紫香楽宮跡は、日本史を語るうえで欠かすことができない史跡であり、甲賀市のみならず、国・県に人的・財政的支援を求めていくこと。
- ・ 基本方針や方向性を明示できたことは重要であり、今後は、活用に向けての具体的な展開を行うこと。

⑫ 指定文化財保存修理事業

- ・ 個人が文化財の修理を行うことは困難であり、行政の支援が重要となる。財源を個人からの寄付やふるさと納税に求めることも検討すること。
- ・ 文化財の保有者は多岐にわたり、それらを全て把握し、保存修理の対象から漏れる文化財がないようにすること。
- ・ 貴重な文化財を後世に伝えていくために、継続的な保存・修理が求められる。また、所有者が個人である場合や宗教法人の場合も多く、協力を得ること。
- ・ 有形文化財の保存方法については検討が必要であるが、文化財を観光資源として活用することも考えること。

また、平成23年度の甲賀市教育委員会施策・事業の点検及び評価にあたり、甲賀市教育行政評価委員会から下記のとおり講評をいただきました。

今年度から設置された甲賀市教育行政評価委員会は、甲賀市教育委員会が行った施策や事業について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、その点検及び評価を実施した。

甲賀市教育施策の核となる「甲賀市らしさ・甲賀の教育の特色」を打ち出した施策や事業の点検及び評価を実施し、公開することで、市民の教育委員会に対する関心を引きつけ、今後の甲賀市教育行政の推進につなげることを目的としている。

全体的には、甲賀市の教育方針「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」に基づき、3つの甲賀市教育目標をベースに事業が展開されており、点検及び評価を行った12の事業のうち、8事業がA評価となり、概ね適切に実施されていることがうかがえた。しかし、以下の4事業はB、C評価となり事業を進めるにあたって改善や課題が残るとされた。これらについては、下記のとおりコメントしたい。

自然体験活動事業については、参加者や保護者のニーズを把握するとともに、新事業の検討を行うにあたっては、事業効果を落とさず、安全面に十分配慮しながら、積極的に行うこと。

学校体育施設の開放事業については、市財源の検討など期間を定めて費用対効果の検討を十分に計ってほしい。

社会教育指導員設置事業については、人員の拡充などを検討し、将来的には、

社会教育主事の有資格職員を地域市民センターに配置するなど、新しく発足した自治振興会との協働により、生涯学習などの拠点となることを期待する。

私立保育園委託（補助）事業（休日保育事業）については、全市の利用者ニーズを把握し、今後の事業のあり方を検討し、費用対効果と受託者の負担軽減策の検討が必要である。

上記を含め、12の施策及び事業の点検及び評価を実施したが、担当者へのヒアリング、評価を実施するための協議時間などを一層充実させる必要がある。教育行政評価委員が現場に足を運び、当事者に意見や問題点を聞く必要もあると思われる。また、4人の委員では全事業を評価することには限界があり、今回は評価対象事業を選定していただいたが、その対象が必ずしも注目する事業とはならなかったことなどが今後の課題といえる。

甲賀市教育委員会が行う事業は、家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育、歴史文化財保護及び文化・スポーツ振興と幅広い。今後は、ホームページなどによる教育委員会議開催日時・会議録の公開、傍聴の受付を初めとした情報公開を積極的に進め、「甲賀市教育振興基本計画」及び「甲賀市教育行政基本方針」に基づき、一步一步着実に甲賀市教育行政施策を進めていただきたい。

おわりに

平成23年度から、甲賀市教育行政評価委員会の知見を活用し、教育委員会の施策や事業の点検及び評価を実施しました。

甲賀市教育行政評価委員会からは、教育委員会が行った事業や施策について、概ね良好に進められているとの評価をいただきましたが、一部で事務の改善や見直しの必要性を指摘されました。

また、市民に対する施策や事業の説明責任を行うことの重要性は増す一方であり、引き続き施策や事業の改善を進めながら着実に事務事業を実施するようご意見をいただきました。

教育委員会としては、施策や事業の意義や目的を常に意識しながら、引き続き改善のための努力を行うとともに、市民への説明責任を十分に果たし、教育委員会の施策や事業の理解を得ながら、長期的視点にたった教育行政施策や事業の実施を行います。

教育委員会の事務の管理及び執行状況に対する点検及び評価は、その結果を議会に報告するとともに、公表することで教育委員会の責任体制の明確化を図るものとして、地教行法で義務付けられています。毎年の施策や事業の結果を点検及び評価し、その改善策を検討し、実行するという「PDCAサイクル」の過程を公表することは、教育委員会の果たすべき役割とその意義を広く市民に周知する機会となります。

今後も施策や事業の点検及び評価を継続的に実施し、学識経験者の知見を活用することで、市民に対してわかりやすく丁寧な説明に努め、説明責任を果たしながら、市民とともに歩む教育行政の推進に努めていきます。